

広労発基 0319 第 4 号
令和 2 年 3 月 19 日

関 係 各 位

広 島 労 働 局 長
(公 印 省 略)

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の策定について

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

近年、労働災害による休業 4 日以上の子傷者数のうち、60 歳以上の労働者の占める割合が増加傾向にあり、全国及び広島においても、それぞれ全体の 1/4 を超えております。

こうした中、厚生労働省において、高年齢労働者の労働災害防止を目的として、「人生 100 年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康に関する有識者会議」を開催し、その報告書を踏まえ、今般新たに、別添のとおり「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(通称：エイジフレンドリーガイドライン)を策定し、事業者及び労働者に求められる事項等を取りまとめました。

つきましては、貴団体におかれても、このガイドラインの趣旨を御理解の上、貴団体傘下会員等への周知を図っていただき、高年齢労働者の労働災害を防止するため各事業場の実情に応じた多様な取組が促進されますよう御協力のほどよろしくお願い申し上げます。